

令和5年度答申第69号  
令和6年2月13日

諮問番号 令和5年度諮問第70号（令和6年1月18日諮問）  
審査庁 経済産業大臣  
事件名 再生可能エネルギー発電事業計画の不認定処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）9条1項に基づき、再生可能エネルギー発電事業計画（以下「本件事業計画」という。）の認定申請（以下「本件認定申請」という。）をしたところ、経済産業大臣（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が、本件認定申請を不認定とする処分（以下「本件不認定処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 2 関係する法令の定め

(1) 再エネ特措法9条1項は、自らが維持し、及び運用する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を市場取引等により供給し、又は特定契約により電気事業者に対し供給する事業（以下「再

生可能エネルギー発電事業」という。)を行おうとする者は、再生可能エネルギー発電設備ごとに、経済産業省令で定めるところにより、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画(以下「再生可能エネルギー発電事業計画」という。)を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる旨規定し、同条4項は、経済産業大臣は、同条1項の規定による申請があった場合において、その申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする旨規定し、同条4項1号は、再生可能エネルギー発電事業の内容が、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであることと規定する。

- (2) 上記の経済産業省令で定める基準として、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則(平成24年経済産業省令第46号。以下「再エネ特措法施行規則」という。)5条1項2号は、特段の理由がないのに一の場所において複数の再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするものでないことと規定する。

### 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、令和4年4月2日付けで、処分庁に対し、再エネ特措法9条1項に基づき、本件認定申請をした。

(再生可能エネルギー発電事業計画認定申請書)

- (2) 本件認定申請に係る書類の提出先である経済産業省A経済産業局の担当官(以下「本件担当官」という。)は、令和4年5月31日、審査請求人に対し、本件認定申請の申請書に記載された発電設備の設置場所の地番は既に認定された別の再生可能エネルギー発電事業計画によって使用されていることから、認定基準を満たさない旨を伝え、本件認定申請の取下げを指導した。

(メールの記録の写し(令和4年5月31日付け))

- (3) 審査請求人は、令和4年6月1日、本件担当官に対し、当該指導に従わない旨の回答をした。

(メールの記録の写し(令和4年6月1日付け))

- (4) 本件担当官は、令和4年6月2日、審査請求人に対し、再度、本件認定申請は認定基準を満たさないことを伝えるとともに、土地の分筆等の認定

基準を満たす手段を検討するように指導を行った。

(メールの記録の写し (令和4年6月2日付け))

- (5) 審査請求人は、令和4年6月3日、本件担当官に対し、本件認定申請の取下げを拒否する旨の回答をした。

(メールの記録の写し (令和4年6月3日付け))

- (6) 処分庁は、令和4年8月26日付けで、本件認定申請につき、「申請された事業計画は「B地」を発電設備の設置場所として申請を行ったものであるが、当該土地はC社が、平成31年a月b日に「c」を設備IDとする事業においても設備設置場所として認定を受けているものである。このため、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を設置する場所について、特段の理由がないのに一の場所において複数の再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするものであり(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第5条第1項第2号。なお「一の場所」についての解釈を示した平成29年7月14日付け(令和4年4月1日改訂)「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」(再生可能エネルギー推進室発出)参照。)、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第4項第1号をみたす申請ではないため。」との理由を付して、本件不認定処分をした。

(再生可能エネルギー発電事業計画の不認定について)

- (7) 審査請求人は、令和4年11月24日付けで、審査庁に対し、本件不認定処分を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (8) 審査庁は、令和6年1月18日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

#### 4 審査請求人の主張の要旨

- (1) 本件不認定処分を受けたが、処分庁は、その理由を「特段の理由がないのに一の場所において複数の再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするもの」であるとしている。
- (2) 認定しない理由は極めて形式的であり、認定するだけの特段の理由があると審査請求人は考える。

- ア 日本のエネルギーは石油・石炭・LNGといった化石燃料に大きく依存しておりそのほとんどが海外からの輸入である。
  - イ D知事の再生可能エネルギー導入目標の達成を妨害する。
  - ウ 電気供給がひっ迫した状態は頻繁に発生している。
  - エ ロシアのウクライナへの侵攻により、ロシアからのLNGの購入をすることは平和的・人道的・国際関係的に問題がある。
  - オ 戦争犯罪人容疑者に日本国民の資金を充ててはならない。
  - カ 石油・石炭の化石燃料に依存することは、SDGsの観点から問題がある。
  - キ それを超える特段の理由とは何か、甚だ疑問である。
  - ク 審査請求人は、平和的・人道的・国際的理由から自然エネルギーを使った発電を行うことを社命としている。
- (3) よって、特段の理由と上記アからクまでのバランスが取れていないと考え、本件不認定処分の取消しを求める。

(審査請求書)

## 第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、審理員意見書と同旨であり、おおむね以下のとおりである。

- 1 処分庁は、本件不認定処分に際して、再エネ特措法施行規則5条1項2号で規定する「特段の理由がないのに一の場所において複数の再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするものでないこと。」の基準を満たしていないと判断しているが、この判断が適切に行われたかが問題となる。
- 2 審査請求人は、我が国の化石燃料に頼る等のエネルギー情勢に鑑み、審査請求人による再生可能エネルギー発電事業計画は、一の場所において複数の再生可能エネルギー発電設備の設置が認められる「特段の理由」を有しており、形式的な理由で不認定にするのは不当である旨を主張している。

一方、処分庁は、再エネ特措法施行規則5条1項2号で規定する「特段の理由がないのに一の場所において複数の再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするものでないこと。」の「特段の理由」は、該当する特段の理由を処分庁の審査基準に相当する資料（「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（平成29年7月14日付け、再生可能エネルギー推進室作成）（令和4年4月1日改訂版））に明記しており、審査請求人が示すような理由は「特段の理由」と解することはできず、認定基準を満たしていないと主張している。また、処分庁は、

この認定基準の制定の背景について、一つの地番に複数の認定を設定することは、同一の事業地における大規模設備を意図的に小規模設備に分割した案件（分割案件）が、①本来適用される安全規制の回避等による社会的不公平、②電力会社の設備維持管理コストの増加による事業者間の不公平や電気料金への転嫁の発生等の問題を引き起こすほか、土地面積を上回る発電設備の設置の可能性、設備設置場所の使用権原の確保ができない可能性などから事業の実現性が懸念されるとともに、設備設置場所の使用権原を巡る紛争を予防する必要性から一定の措置を講じる必要があることから設定されたものであり、審査請求人が示している「特段の理由」は、この認定基準の制定の背景事情に当てはまるものではないことも主張している。

- 3 これらの主張を踏まえ、本件不認定処分がされた再生可能エネルギー発電事業計画が、再エネ特措法施行規則5条1項2号で規定する「特段の理由がないのに一の場所において複数の再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするものでないこと」に該当するかについて検討する。

審査請求人は、処分庁が、同じ地番に設置することは再エネ特措法施行規則5条1項2号を満たさないため原則認定はできないと明示していることに対し、同一地番に重複した状態で申請をしていることに関しては否定しておらず、また、一の場所において複数の再生可能エネルギー発電設備の設置が認められる特段の理由については、審査請求書においては一般的な事情が示されるのみで、処分庁が認定基準として示している特段の理由に合致する具体的な内容は示されていない。さらに、この審理において、審査請求人に対して、処分庁から提出された弁明書を送付するとともに、相当な期間を設けて反論書又は意見書の提出を求めたところ、反論書等の提出はされず、更に一定の期間を示して提出を求めたにもかかわらず、反論書等の提出はされなかった。

以上のことから、本件事業計画は、再エネ特措法に規定された認定基準を満たしているとは認められない。

- 4 ほかに、本件不認定処分について違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、処分庁から示される特段の理由は、形式的なものであり、国内外におけるエネルギー情勢等を踏まえるとバランスを欠くものであると主張しているが、これは制度そのものの見直しを求める内容と解される。また、再エネ特措法施行規則5条1項2号で規定している基準は、上記2に記載するような背景事情によって設定された経緯があり、これを無視し

た審査請求人による一般的な事情による主張は、「特段の理由」として認めることはできない。

5 よって、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきである。

### 第3 当審査会の判断

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 本件審査請求から本件諮問に至るまでの手續の経緯を見ると、以下のとおりである。

本件審査請求 : 令和4年11月24日付け

審理員の指名 : 令和5年3月20日付け

審理員意見書の提出 : 同年9月6日付け

本件諮問 : 令和6年1月18日

(2) これらの一連の手續を見ると、本件審査請求から本件諮問までに約1年2か月の期間を要しているところ、①本件審査請求から審理員の指名までに約4か月、②審理員意見書の提出から本件諮問までに4か月以上の期間を要しているが、これだけの長期間を要する特段の理由があったとは考えられず、審査庁においては、手續を迅速に進行させるための方策を講ずるべきである。

(3) 上記で指摘した点以外には、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

#### 2 本件不認定処分の適法性及び妥当性について

本件不認定処分は、特段の理由がないのに一の場所において複数の再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするものである（再エネ特措法施行規則5条1項2号）として、不認定としたものである。

本件事業計画は、既に再生可能エネルギー発電設備の設置場所として認定を受けているものと同一の地番に再生可能エネルギー発電設備を設置しようというものであることは明らかである。

審査請求人は、特段の理由があると主張しているが、その主張するところは、再生可能エネルギー発電事業が必要であるとする一般的理由を主張しているものと考えられ、本件事業計画固有の事情ではなく、審査請求人の主張は採用できない。

#### 3 まとめ

以上によれば、本件不認定処分が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	木	村	宏	政
委	員	交	告	尚	史